



来週の投資戦略 (12/14-18)

IPO に沸くか？

2020年12月13日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 新規公開株市場 (IPO) 銘柄 - 盛り上がりはある？
- 12月14日、12月の日銀短観-大企業製造業業況判断指数、現状も先行きも回復？
- 12月15-16日、米連邦公開市場委員会 (FOMC) - 現状維持？
- 12月17-18日、日銀、金融政策決定会合 - 現状維持？

株式市場見通し

先週の米国 IPO は出来すぎだ。巣籠関連銘柄のドアダッシュ (食事宅配最大手) の初値が公募価格比 78% 上回ると、翌日にはコロナ後関連銘柄のエアビーアンドビー (民泊情報サイト) の初値が公募価格比驚きの 2.14 倍となった。新型コロナウイルスワクチンの開発、実用化が決まるタイミングで 2 銘柄が公開に大成功した。大株主のソフトバンクグループ (9984) の株価に影響したことは「先週の日本株市場」で述べた通りであるが、来週以降が国では IPO ラッシュになるので、盛り上がるか注目。

先週金曜日に新型コロナウイルス感染対策分科会の尾身会長が提言をまとめ、記者会見したが、同じ時間に菅首相がインターネット動画に出演、その場で「Go to キャンペーン」の変更をまだ考えていないと発言した。広島市では平和記念資料館や美術館など市が運営する建物が月曜日から少なくとも来年1月3日まで閉鎖と急遽発表された。事実上、「Go to トラベル」の中止だ。湯崎知事のリーダーシップによるが、他県でも同様の措置を取るのではないかと菅氏が極めて重要と述べた3週間が来週で終わるが、何か変更せざるを得ないだろう。

さて、新規公開株 (IPO) ラッシュの中で、来週公開する銘柄は 11。通常ブックビルディング上限で公募価格が決まるが、この中で 1 銘柄のみ上限価格を大きく下回った。ローランド (7944) は再上場で公募しないが、発行済み株数の 42.8% 売り出されることが嫌気されたようだ。ただ、大株主のタイヨウ (在米日本株専用投資ファンド) が上場後も大株主なのでこれまで通りの経営が期待されよう。短期売買の投資家には向かないだろうが、中長期保有の機関投資家などには魅力的な投資対象になるだろう。

来週も内外で注目事項が多い。月曜日早朝に 12 月の日銀短観が発表される。大企業製造業の業況判断指数 (DI) が現状マイナス 15 に、先行きマイナス 11 に改善されると予想されている。非製造業 DI の改善度は緩やかで先行きは横ばいと見られている。しかしながら、これら数値はこの 1 週間の感染者数急増と今後の政府の対応を織り込んでないので、素直に歓迎出来ない。日米の金融政策の会合があるが、米国で追加の金融緩和を期待しているのは少数派だ。わが国ではいつも通り現状維持だろう。金曜日は米国株式市場でトリプル・ウィッチング (わが国の SQ 算出日) に当たるので、流れが変わらないか、テクニカル的には注意しておきたい。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。